

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 10 月 3 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 38 号

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例

新潟市火災予防条例（昭和 37 年新潟市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 13 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式を除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 13 条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に、「、第 11 条第 1 項第 3 号の 2」を「並びに第 11 条第 1 項第 3 号の 2」に改め、「並びに第 2 項並びに本条第 1 項」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の^{きょう}筐体は、雨水等の浸入防止の

措置を講じなければならない。

第15条の2第1項第4号中「雨水等」を「その^{きょう}筐体は、雨水等」に改める。

第49条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房 設備	気体 燃料	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こ ろ・グリドル付こんろ、キャ ビネット型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ	14k W 以下	100	15 注4	15	15 注4	
				据置型レンジ	21k W 以下	100	15 注4	15	15 注4	
			不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こ ろ・グリドル付こんろ、キャ ビネット型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ	14k W 以下	80	0	—	0
					据置型レンジ	21k W 以下	80	0	—	0
固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	—	100	50	50	50		
		木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	—	80	30	—	30		

上記に分類されな いもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300℃以上800℃未 満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の新潟市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第5項において準用する場合を含む。）及び第13条第4項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。